



# 発信@みなくる

～新しい制度の紹介～

## 障害者自立支援法（平成18年10月から本格実施）

従来、障がい者（身体・知的・精神）は、3つの種類に分けられて、障がいの種類や年齢によって受けられる福祉サービスの内容が決められていました。

障害者自立支援法の成立により、どの障がい者も共通のサービスが地域において受けられるようになりましたので、先月号に引き続きサービスの内容を紹介します。

### 障害者自立支援法によるサービス

#### 介護給付

居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、家事や身体の介護をお手伝いします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、家事や身体の介護をお手伝いします。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
児童デイサービス	富良野子ども通園センター「なかよし教室」などへ通園し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
共同生活介護	ケアホームで入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

#### 訓練等給付

自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者に対し、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援B型	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される者に対し、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。
共同生活援助	グループホームに住む人に、相談や日常生活上の援助をします。

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

#### 保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020  
地域包括支援センター ☎ 52 2211  
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711